

新型コロナウイルス感染症対策事業の概要

事業名	鶴岡市地域内交通事業者等緊急支援給付金
補正時期	令和2年5月第1回補正
目的	本市の交通事業者等の事業持続化を支援する
事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が激減し、収益が悪化しているタクシー・ハイヤー事業者、貸切バス事業者、運転代行業事業者等、市民の安全な交通手段の担い手である事業者であって市より経常的な支援がされていない事業者に対し、その固定経費の一部相当を緊急的に給付することで、事業の持続化を支援する。給付内容は以下のとおり。</p> <p>◇保有車両に応じ、以下の区分に従い給付金を給付する。</p> <p>①タクシー（10人乗り以下車両）：2万円／1台 ②バス（11人乗り以上車両）：5万5000円／1台 ③運転代行随伴車（許可を受けた事業者に限る）：1万5000円／1台</p> <p>※スクールバス等、市の委託事業で使用している車両や他の補助金の交付を受けて運行している車両を除く。</p>
予算額	7,555千円
充当財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国10/10）
事業期間	令和2年5月1日～ 給付申請受付・随時給付
支援実績 (6月15日確定)	給付済事業者 44件 給付決定済額 7,555千円
備考	当初給付を予定していた事業者にはほぼ給付済み。

事業名	買物代行・宅配サービス支援事業
補正時期	令和2年5月第2回補正
目的	新型コロナウイルス感染症の流行により経営が悪化しているタクシー・ハイヤー事業者の需要拡大と、外出が困難な市民の生活必需品調達負担の軽減及び飲食店の宅配サービスの拡大を同時に支援する
事業概要	<p>【内容】</p> <p>市民がタクシー事業者に買物代行や宅配サービスを依頼する際に、500円を基準に利用できるように市が利用経費の差額を事業者に補助する。</p> <p>【補助対象者】</p> <p>救援事業又は有償貨物運送事業により、買物代行や飲食店の宅配サービスを実施する以下の者。</p> <p>① タクシー・ハイヤー事業者 ② ①の事業者で構成する組合</p> <p>【補助額】</p> <p>(1) 事業の周知及び感染予防に係る経費 1万円(ただし、事業者で構成する組合は1万円に構成員の数を乗じて得た金額) (2) 運行に係る経費 運賃から500円を減じて得た額(上限1,500円)</p> <p>【事業期間】</p> <p>補正予算成立の日から令和3年3月31日まで</p>
予算額	7,535千円
充当財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国10/10)
事業期間	令和2年6月1日～令和3年3月31日
支援実績 (6月15日現在)	交付決定済事業者 3件
備考	市民への事業周知が課題であり、事業者作成のチラシを公共施設に設置する他、事業者と協力して利用拡大を推進していく。